

富谷市の子どもにやさしいまちづくり

2019, 11, 20

「子どもの権利条約」

1989年、世界の子どもの命と健やかな成長を守るために、ユニセフをはじめ国際機関や世界の国々が協力して、世界の全ての子どもたちがもつ権利を定めた『子どもの権利条約』を作り約束しました。1994年に日本もこの条約に入りました。

4つの原則

1. 命を守られ成長できること
2. 子どもにとって最もよいこと
3. 意見を表明し参加できること
4. 差別のないこと

4つの権利

1. 生きる権利
2. 育つ権利
3. 守られる権利
4. 参加する権利

「子どもにやさしいまちづくり事業」(Child.Friendly.Cities.Initiative)

「子どもの権利条約」を実現する手法として、子どもとの距離が最も近い行政である市区町村が実践する事業として、日本ユニセフ協会が世界的に推進しています。

「子どもにやさしいまち」とは、子どもが社会の一員として、自分たちが暮らすまちのあり方に関して意見が言えたり、意見を聞いてもらえたりするまち。

また、安心して安全な環境で育ち、教育・健康などの基礎的サービスがあり、遊んだり、勉強したりしながら育っていく環境のあるまち。

富谷市が目指す子どもにやさしいまち

富谷市は、2018年10月29日に、日本ユニセフ協会から全国5自治体のひとつとして、「子どもにやさしいまちづくり事業検証作業モデル自治体」の委嘱を受けました。これを受けて、「子どもの権利条約」に基づき、国連が定める「世界子どもの日」である11月20日に「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言しました。

富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5つの柱

1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

